



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年10月4日火曜日 第2307号

◇ 目 次 ◇

肥料登録有効期間の更新.....	861
指定道路の指定.....	861
道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....	861
道路の供用開始（県道弓削島循環線）.....	861
道路の供用開始（県道横浜生名港線）.....	862
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	862
道路の区域変更（県道坊屋敷小田線）.....	862
道路の供用開始（ " ）.....	862
道路の供用開始（県道肱川公園線）.....	863

告 示

○愛媛県告示第1168号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成23年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成29年10月5日	愛媛県第1269号	魚かす粉末	南海魚粕粉末 8.5 - 7	窒素全量 8.5 りん酸全量 7.0	該当無し	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津2丁目20番38号

平成29年10月5日	愛媛県第1269号	魚かす粉末	南海魚粕粉末 8.5 - 7	窒素全量 8.5 りん酸全量 7.0	該当無し	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津2丁目20番38号
------------	-----------	-------	----------------	-----------------------	------	--------------------------------

○愛媛県告示第1169号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年10月4日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成23年9月22日
- 指定道路の位置
四国中央市下柏町字大ダラヒ1091番1の一部
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 34.90メートル
 - 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第1170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削太田193番5から 同町弓削太田187番1地先まで	旧	メートル 20.0～32.2	キロメートル 0.035	
			新	18.3～30.0	0.035	

○愛媛県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削太田193番5から 同町弓削太田179番地先まで	平成23年10月4日

○愛媛県告示第1172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	横浜生名港線	越智郡上島町生名395番2から 同町生名462番2まで	平成23年10月4日

○愛媛県告示第1173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年10月4日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建（開）第29号 平成23年9月26日	伊予郡松前町大字鶴吉字康居269番5	伊予郡松前町大字北川原742番地 忽 那 操

○愛媛県告示第1174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年10月4日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建（開）第30号 平成23年9月26日	伊予市上三谷字坊楽甲1020番1	伊予市上三谷44番地の1 川 崎 恵

○愛媛県告示第1175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町立石2625番2	旧	メートル 5 3 ~ 7 8	キロメートル 0.023	
			新	5 3 ~ 8 8	0.023	

○愛媛県告示第1176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町立石2625番2	平成23年10月4日

○愛媛県告示第1177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	肱川公園線	大洲市肱川町名荷谷3104番2から 同町名荷谷3101番3まで	平成23年10月4日